



2014年度 5月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

3級 個人
資産相談業務

実施日◆2014年5月25日(日)

試験時間◆13:30~14:30(60分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2013年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 途中退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

○この試験の模範解答は5月25日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○6月30日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

解答にあたっての注意

- 1．試験問題については、特に指示のない限り、2013年10月1日現在施行の法令等に基づいて、解答してください（復興特別法人税・復興特別所得税・個人住民税の均等割加算も考慮するものとします）。
なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5．各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

個人事業主のAさん（50歳）は，妻Bさん（52歳）との2人暮らしである。Aさんは，最近，老後の生活について考えるようになり，その前提として，公的年金制度について理解したうえで老後資金を準備するための方法を知りたいと考えている。そこで，Aさんは，ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は，以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん（個人事業主）

生年月日：昭和38年8月5日

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

昭和57年4月 平成4年4月

平成26年5月 平成35年8月

厚生年金保険 120月	国民年金		国民年金 (納付予定) 111月
	納付済期間：205月	全額免除期間：60月(平成9年7月～平成14年6月)	
18歳	28歳	50歳	60歳

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和36年12月17日

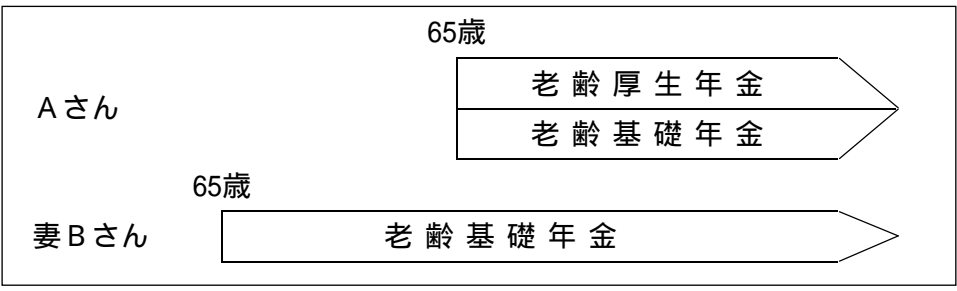
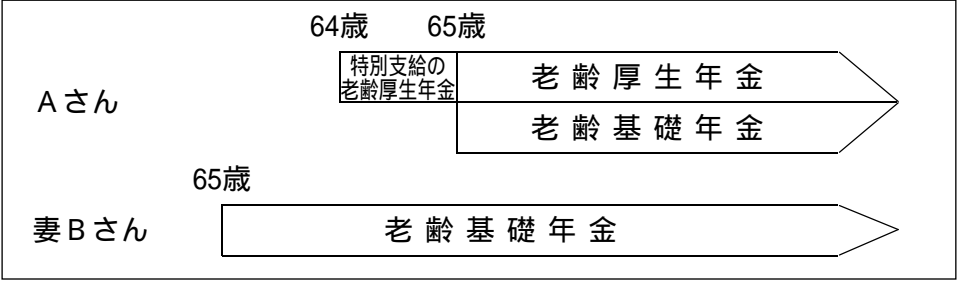
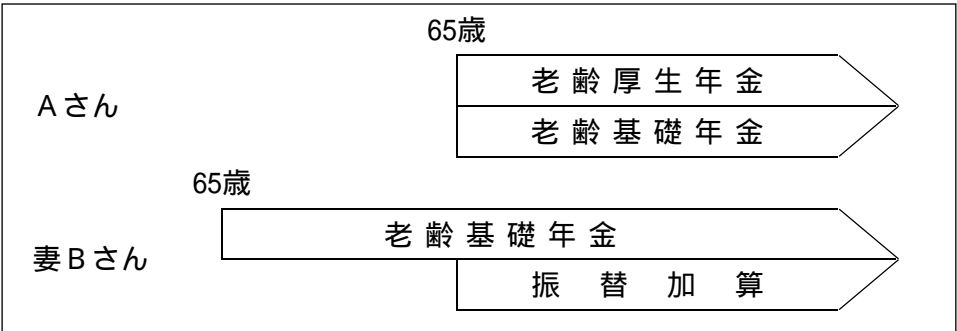
20歳から国民年金に加入。平成9年7月から平成14年6月までの保険料全額免除期間を除き，保険料を納付している。

妻Bさんは，現在および将来においてもAさんと同居し，生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは，現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんおよび妻Bさんが受給できる公的年金制度からの老齢給付の概要を図示した。Aさんおよび妻Bさんが受給できる公的年金制度からの老齢給付の概要を図示したものと最も適切なものは、次のうちどれか。

- 1) 
- 2) 
- 3) 

《問2》 Mさんは、Aさんが60歳に達するまで国民年金の保険料を納付した場合の老齢基礎年金の年金額を試算した。Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額を算出する計算式は、次のうちどれか。なお、老齢基礎年金の年金額は、平成25年10月時点の価額（物価スライド特例措置による金額）に基づいて計算するものとする。

- 1) $778,500円 \times \frac{316月 + 60月 \times \frac{1}{3}}{480月}$
- 2) $778,500円 \times \frac{420月 + 60月 \times \frac{1}{3}}{480月}$
- 3) $778,500円 \times \frac{420月 + 60月 \times \frac{1}{2}}{480月}$

《問3》 MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「国民年金の定額保険料のほかに、月額200円の国民年金の付加保険料を納付することにより、老齢基礎年金の受給時に付加年金を受給することができます」
- 2) 「国民年金基金（以下、「基金」という）に加入して掛金を納付することにより、基金から老齢年金を受け取ることができます。ただし、基金の加入員となった場合は、国民年金の付加保険料を納付することができません」
- 3) 「Aさんが小規模企業共済に加入した場合、小規模企業共済の掛金は、税法上、全額が小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となります」

(メモ余白)

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん(50歳)は、X投資信託とY株式会社の社債(以下、「Y社社債」という)の購入を検討している。また、Aさんは、先日、証券会社の担当者から「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置(以下、当該非課税措置は『NISA』、当該非課税口座は『NISA口座』という)」の活用を勧められ、その内容について知りたいと思っている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

X投資信託およびY社社債に関する資料は、以下のとおりである。

X投資信託に関する資料

- ・ 公募株式投資信託
- ・ 追加型 / 内外 / 株式
- ・ 信託期間 : 無期限
- ・ 購入時手数料 : 購入価額の3.24% (税込)
- ・ 信託財産留保額 : 解約価額の0.2%
- ・ 基準価額 : 11,800円 (1万口当たり)

Y社社債に関する資料

- ・ 購入価格 : 101.5円 (額面100円当たり)
- ・ 表面利率 : 年1.2%
- ・ 残存期間 : 4年

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 NISAについてMさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

「NISA口座に受け入れた公募株式投資信託の分配金や譲渡益は非課税となります。NISA口座には、年間で()までの公募株式投資信託等を受け入れることができます。なお、()はNISA口座への受入れの対象とはなりません。また、NISA口座内で譲渡損失が生じた場合、特定口座などの他の口座で生じた公募株式投資信託を含む上場株式等の譲渡益や配当金等と通算することが()」

- | | | | |
|----|-------|-----------------|-------|
| 1) | 50万円 | 公社債 | できます |
| 2) | 100万円 | 上場不動産投資信託(REIT) | できます |
| 3) | 100万円 | 公社債 | できません |

《問5》 投資信託に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「同じ投資信託を購入する場合であっても、販売会社により購入時手数料が異なる場合があります」
- 2) 「信託財産留保額は、投資信託を換金等した受益者と引き続き保有する受益者との公平性を確保するためにすべての投資信託に設定されています」
- 3) 「投資信託の保有期間中は、運用管理費用(信託報酬)がかかります」

《問6》 Y社社債を《設例》の条件で購入した場合の最終利回り(年率・単利)は、次のうちどれか。なお、計算にあたっては税金や手数料等を考慮せず、答は%表示における小数点以下第3位を四捨五入している。

- 1) 0.81%
- 2) 1.03%
- 3) 1.55%

《問7》 Aさんの平成25年分の「給与所得の源泉徴収票」から推定される次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 妻Bさんの平成25年中の給与収入の金額は、60万円である。
- 2) Aさんが平成25年中に支払った地震保険料の合計額は、6万円である。
- 3) Aさんの平成25年分の所得税の年末調整の際に控除された扶養控除額は、38万円である。

《問8》 給与所得者における所得税の確定申告に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

給与所得者の給与等から源泉徴収された所得税は、給与の支払者が行う年末調整によって精算されるため、通常、給与所得者は確定申告を要しない。ただし、給与所得者のうち、その年中に支払を受ける給与等の金額が()を超える者は、年末調整の対象者とならないため、確定申告をしなければならない。また、1カ所から給与等の支払を受けている者で、給与所得および退職所得以外の所得金額が()を超える者も、確定申告をしなければならない。

なお、その年分の確定申告書(還付申告書を除く)の提出期間は、原則として、その年の翌年2月16日から()までである。

- | | | | |
|----|---------|------|-------|
| 1) | 2,000万円 | 10万円 | 3月15日 |
| 2) | 2,000万円 | 20万円 | 3月15日 |
| 3) | 1,000万円 | 20万円 | 3月31日 |

《問9》 Aさんの平成25年分の総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 760万円
- 2) 785万円
- 3) 975万円

資料 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	180	収入金額×40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	~ 360	収入金額×30% + 18万円
360	~ 660	収入金額×20% + 54万円
660	~ 1,000	収入金額×10% + 120万円
1,000	~ 1,500	収入金額×5% + 170万円
1,500	~	245万円

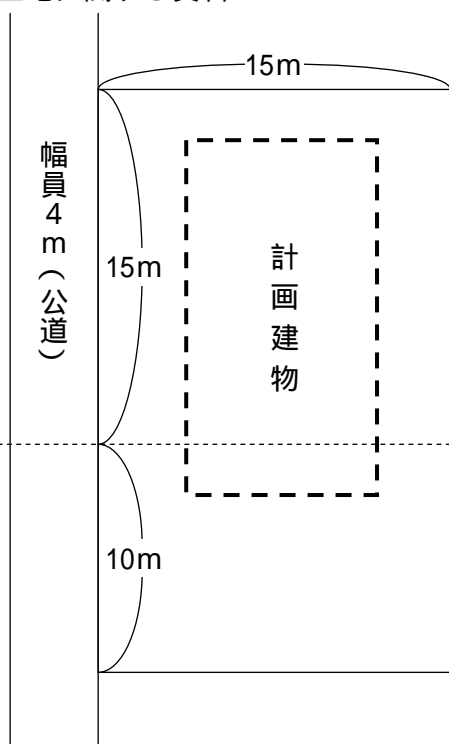
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは、Aさんの母親が所有していた駐車場（甲土地：375㎡）を平成26年4月に相続により取得した。Aさんは、甲土地上に賃貸アパートを建築する予定である。

甲土地に関する資料は、以下のとおりである。

甲土地に関する資料



用途地域 : 第一種低層住居専用地域
指定建ぺい率 : 50%
指定容積率 : 100%
前面道路幅員による容積率の制限 : 前面道路幅員 $\times \frac{4}{10}$
防火規制 : 準防火地域

用途地域 : 第二種低層住居専用地域
指定建ぺい率 : 50%
指定容積率 : 100%
前面道路幅員による容積率の制限 : 前面道路幅員 $\times \frac{4}{10}$
防火規制 : 防火地域

甲土地は、特定行政庁が指定する幅員6mの区域には該当しない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地上に賃貸アパートを建築する場合の法令上の規制に関する以下の文章の空欄
～ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

《設例》にある計画建物の配置どおりに甲土地上に賃貸アパートを建築する場合、賃貸アパートの建物やその敷地の全部について()の用途制限が適用される。また、防火規制に関しては、原則として、賃貸アパートの建物の全部について()内の建築物に関する規定が適用される。

仮に、建築する賃貸アパートを耐火建築物とした場合、()内の建築物に関する規定が適用されるため、建ぺい率の上限は()加算される。

- | | | | |
|----|-------------|-------|-----|
| 1) | 第一種低層住居専用地域 | 準防火地域 | 20% |
| 2) | 第二種低層住居専用地域 | 防火地域 | 20% |
| 3) | 第一種低層住居専用地域 | 防火地域 | 10% |

《問11》 甲土地の取得に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) Aさんは甲土地を母親から相続により取得しており、この取得について不動産取得税は課されない。
- 2) Aさんは、市区町村役場への申請により甲土地の所有権移転登記を受けることができる。
- 3) 甲土地について所有権移転登記を受けた場合、Aさんには登録免許税が課される。

《問12》 Aさんが甲土地上に賃貸アパートを建築する場合における最大延べ面積は、次のうちどれか。

- 1) $225\text{m}^2 \times 50\% + 150\text{m}^2 \times 50\% = 187.5\text{m}^2$
- 2) $225\text{m}^2 \times 100\% + 150\text{m}^2 \times 100\% = 375\text{m}^2$
- 3) $225\text{m}^2 \times 160\% + 150\text{m}^2 \times 160\% = 600\text{m}^2$

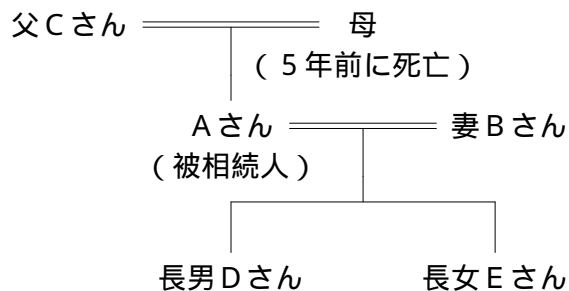
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは平成26年3月に70歳で死亡した。Aさんは、妻Bさん（67歳）、父Cさん（96歳）、長男Dさん（40歳）および長女Eさん（35歳）と同居していた。Aさんの自宅の敷地および家屋は、妻Bさんが相続する予定である。

Aさんの親族関係図およびAさんの主な財産の状況は、以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんの主な財産（相続税評価額）

- ・ 預貯金 : 8,000万円
- ・ 有価証券 : 1億円
- ・ 自宅の敷地（300㎡） : 9,000万円

（上記の評価額は「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用前のものである）

- ・ 自宅の家屋 : 1,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に係る民法上の相続人およびその法定相続分の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

- 1) 妻Bさん： $\frac{1}{2}$ ，父Cさん： $\frac{1}{2}$
- 2) 妻Bさん： $\frac{2}{3}$ ，長男Dさん： $\frac{1}{6}$ ，長女Eさん： $\frac{1}{6}$
- 3) 妻Bさん： $\frac{1}{2}$ ，長男Dさん： $\frac{1}{4}$ ，長女Eさん： $\frac{1}{4}$

《問14》 「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（以下、「本特例」という）」に関する以下の文章の空欄～に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

妻Bさんが、Aさんの自宅の敷地および家屋を相続により取得し、その土地について特定居住用宅地等として本特例の適用を受けた場合、()を限度面積として()の評価減をすることができる。特定居住用宅地等として本特例の適用を受けるための要件は、取得者と被相続人との親族関係や同居の有無、被相続人と生計を一にしていたか否か等により異なる。妻Bさんが自宅の敷地について特定居住用宅地等として本特例の適用を受ける場合、妻Bさんは相続税の申告期限までその敷地を保有する()。

- | | | | |
|----|-------------------|-----|-------|
| 1) | 240m ² | 80% | 必要はない |
| 2) | 240m ² | 50% | 必要がある |
| 3) | 400m ² | 80% | 必要がある |

《問15》 Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、次のうちどれか。

- 1) 6,000万円
- 2) 7,000万円
- 3) 8,000万円

(メモ余白)

(メモ余白)

(メモ余白)